

文京区重症心身障害児（者）通所事業運営費補助金交付要綱

27文福障第1602号平成27年4月 1日区長決定
27文福障第2734号平成28年3月16日一部改正
29文福障第2793号平成30年3月30日一部改正
2021文福障第2215号令和4年1月13日一部改正
2024文福障第242号令和6年5月8日一部改正

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下これらを「事業」という。）を行う事業所（以下「事業所」という。）のうち、重症心身障害児（者）又は医療的ケアスコア16点以上の児者（以下「重症心身障害児（者）等」という。）を対象として事業を運営するものに対し、その運営費の一部を補助することにより、事業を利用する者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助対象事業所）

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる事業所は、東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領（26福保障居第3182号。以下「都要領」という。）第6条の規定により東京都福祉局長から都重心通所事業所として指定を受けた事業所（文京区立のものを除く。）とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業所が重症心身障害児（者）等を対象として行う事業とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる補助対象事業の実施に要する経費とする。

2 補助金の額は、事業の種別ごとに都要領別表2に定める都基準日額単価から標準日額単価を減じた額に、東京都が事業所ごとに定める出席率係数を乗じた額を基本単価とし、当該基本単価に重症心身障害児（者）等（区の区域内に在住する児者に限る。）の利用日数を乗じて得た額と補助対象経費の実支出額から利用者負担金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業所の代表者（以下「申請者」という。）は、文京区重症心身障害児（者）通所事業運営費補助金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、書類審査及び必要に応じて行う実地検

査等により、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、文京区重症心身障害児（者）通所事業運営費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は文京区重症心身障害児（者）通所事業運営費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。
（変更等の申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、文京区重症心身障害児（者）通所事業運営費補助金変更交付申請書（別記様式第4号）又は文京区重症心身障害児（者）通所事業運営費補助事業廃止（中止）申請書（別記様式第5号）に関係書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更（軽微なものを除く。）しようとするとき。
- (2) 補助対象事業を廃止し、又は中止しようとするとき。

（変更交付等の決定）

第8条 区長は、前条の規定による変更の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、補助金を変更して交付することが適当であると認めるときは文京区重症心身障害児（者）通所事業運営費補助金変更交付決定通知書（別記様式第6号）により、補助金を変更して交付することが適当でないと認めるときは文京区重症心身障害児（者）通所事業運営費補助金変更却下決定通知書（別記様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 区長は、前条の規定による廃止又は中止の申請があった場合において、当該事業の廃止又は中止が適当であると認めるときは、文京区重症心身障害児（者）通所事業運営費補助事業廃止（中止）承認書（別記様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助事業者は、文京区重症心身障害児（者）通所事業運営費補助金交付請求書（別記様式第9号）により、四半期ごとに区長に補助金の請求をするものとする。

- 2 区長は、前項の請求があった場合は、その内容を審査し、内容が適当であると認めるときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに文京区重症心身障害児（者）通所事業運営費補助金実績報告書（別記様式第10号）に関係書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、補助事業者が第8条第2項の規定により廃止又は中止の承認を受けた場合に準用する。

（補助金の額の確定）

第11条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかを審査し、補助金が適正に執行されたと認めるときは、補助金の額の確定を行い、文京区重症心身障害児（者）通所事業運営費補助金額確定通知書（別記様式第11号）により補助事業者に通知する。

（是正のための措置）

第12条 区長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が交付決定の内容に適合

しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置を採ることを命ずることができる。

(決定の取消し)

第13条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しを行ったときは、補助事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定は、第11条の規定により補助金の額が確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第14条 区長は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているとき又は前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

(関係帳簿の整備)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(通則)

第16条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則(昭和49年12月文京区規則第44号)に定めるところによる。

(委任)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年1月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

ただし、第5条及び第10条については、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

- (1) 報酬
- (2) 共済費
- (3) 賃金
- (4) 報償費
- (5) 旅費
- (6) 需用費
- (7) 役務費
- (8) 委託料
- (9) 使用料及び賃借料
- (10) 負担金、補助金及び交付金
- (11) 扶助費
- (12) 備品購入費
- (13) 工事請負費